○農林水産委員会

77	76	50	28	27	15	番号
農林中央金庫法の一部を改正する法律案	る法律案 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正す	る法律案主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正す	納付等に関する臨時措置法案充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の農業改良資金助成法による貸付金等の財源に	生物系特定産業技術研究推進機構法案	一部を改正する法律案 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法	件
"	衆	参	"	"	衆	院議先
=	<b>=</b> :	_		_	<b>六</b> 一、二、五	月提
01.10	H110	긎	三四	二四四	五	日出
(予)	予言	三五	(子) (三)	(予 三 六	(予) 可 決	付委 員 参 託会
可	可	п	пſ	可	可六、	議委
英 決三	夫 決三	决 ()		<b>英</b> 決力	決宅	員 議 決会
可	可	可	प्र	म्	可즉	議本
<u> </u>	<u> </u>	 决二	吗 決 <u>六</u>	<u> </u>	可点、景六	会院
1)(1)0	) j.			III10 百	六、二、六 可二、ョ	付委員 衆 託会
可	可	可 <u> </u>	<b>修</b> 四 正九	可四二	可二、三宝	議委員議
<del>次七</del> 可	7 円	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	决宝 可 <sub>六</sub>	<b>決</b> 会 <b>議</b> 本
英 決 ハ	<u> </u>	<u> </u>	E =	突 決 <u>宝</u>	可二、三宝	会院決議
						備
						考

# 内閣提出法律案(六件)

番

号

件

名

(月 提 出

日 者

付 予

月 備

日 送

出 衆

月 日 提

付委

託会

議委 員 議

決会

議本

付委 員 衆

託会 議委

決会

議本

会 決**議** 

備

考

員 議

員

参

会 決**議** 

8

一部を改正する法律案 (六一、五、八)外国人漁業の規制に関する法律の 農林水産委員長

<u>六</u>、 毛

九二、五、五、

九

六'、五,九 六'、五'五 大二、五,九 六'、五'五

可二、兵五

**	ı	
畏	ı	
	ı	

# 衆議院議員提出法律案(二件)

7	6	番 号	
する法律案と融公庫法の一部を改正	改正する法律案農業協同組合合併助成法の一部を	件	
農林水産委員長	農林水産委員長	月日	提出者
	<u> </u>	付	予
프	<u> </u>	月	備
三宝	三宝	日	送
	<b>苎</b>	出	本院
三宝	六一、三二宝	月日	ん提
		付委	ル
(予 <u>完</u> 予 <u></u> 可	六、三宝六、三	員 託会	参
可	可六	議委	
決完	決完	員 決会	議
可	可二	議本	院
决 決	、	会決議	<b>ВТ.</b>
		付委	
		員 託会	衆
		議委	
		員	議
		决会	
可	可六	議本	院
決宝	· 決宝	会決議	DL
八五	N <del>1</del>	•	
		備	
		考	

# る法律案(閣法第一五号)土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正す

#### 要旨

め、国営土地改良事業のすべての工事について、その工事本法律案は、国営土地改良事業の効率的な推進を図るた

りである。 に拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとお事特別会計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事ができることとするとともに、これに伴い特定土地改良工に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とすること

# 一、土地改良法の一部改正

- に基づかなければならないこととする。 お道府県に負担させる費用等につき借入金をもつて財 する者から徴収すべき費用等につき借入金をもつて財 の 申請により開始される国営土地改良事業等について、

# 二、特定土地改良工事特別会計法の一部改正

その名称を国営土地改良事業特別会計に改めることとての工事、受託工事及び直轄調査に拡大することとし、 本特別会計の経理の対象を国営土地改良事業のすべ

する。

田 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道に 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道の 整備を行うこととする。

区分と同一の区分により作成することとする。簡素化を図ることとし、歳入歳出予定計算書の現行の曰。本特別会計の歳入歳出決定計算書については、その

## 委員長報告

計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事に拡大す会における審査の経過と結果を御報告いたします。 業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができる 業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができる 業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができる ととするとともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計法改正 ない、国営土地改良事業の効率的な推進を図るため、国営 ととするとともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計法改正 を記述されたします。

ることとし、その名称を国営土地改良事業特別会計に改め

ようとするものであります。

あり方等であります。

本員会における質疑の主な内容は、農産物長期見通しと
のり方等であります。

本別、事業費の増嵩がもたらした農家負担増への対応策、
主地改良事業に対する地方財政措置の進め方、農用地造成
における土壌改良の関係、事業量の拡大が工期の短縮に及ぼ
を員会における質疑の主な内容は、農産物長期見通しと

しました。 は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた 質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案

ら成る附帯決議を全会一致で行いました。なお、本法律案に対し、各会派共同提案による八項目か

定を受けて合併した農業協同組合に対しては、課税の特例三十一日まで復活、延長するとともに、合併経営計画の認がみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹がみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹次に、農業協同組合合併助成法改正案は、農業協同組合

措置が適用されるよう所要の改正を行おうとするものであ

ります。

すべきものと決定いたしました。り、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の発言があ別に質疑もなく、討論に入りましたところ、日本共産党を別に質疑もなく、討論に入りましたところ、日本共産党を委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、

に五年間延長しようとするものであります。対して行う長期低利の資金の融資に関する臨時措置をさら設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に展を図るため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施展後に、農林漁業金融公庫法改正案は、酪農の健全な発

以上、御報告いたします。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。別に質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、

# 生物系特定産業技術研究推進機構法案(閣法第二七号)

#### 100 PE

本法律案の主な内容は次のとおりである。

### 一、目的

の業務を行うことを目的とする。 関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、 関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、 関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、 として 国民経済の健全な発 の業務を行うことにより、

### 二、定義

試験研究を必要とするものをいうものとする。
さの、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連するその他政令で定める業種に属する事業に関する技術であまの機能を維持増進する等生物の機能に係る業務を行う事の機能を維持増進する等生物の機能に係る業務を行う事の機能を維持増進する等生物の機能に係る業務を行う事の機能を維持増進する等生物の機能に係る業務を行う事

### 三、設立

機構は、生物系特定産業技術についての民間の関係者

される認可法人とする。が発起人となり、政府及び民間が出資して一を限り設立

### 四、業務

# 五、財務及び会計

うこととする。

経理を区分し勘定を設けて整理することとする。機構の財務及び会計については、それぞれ業務ごとに

# 六、農業機械化研究所の解散

散するものとし、その一切の権利義務は、機構が承継す機構が設立されることに伴い、農業機械化研究所を解

ることとする。

七、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

# 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案のうち、まず生物系 特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。 本法律案は、民間において行われる生物系特定産業技術 で、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会にお は入として、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会にお ま入として、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会にお が、併せて農器具の改良に関する試験研究等の業務を行う に関する試験研究に必要な資金の出融資その他の業務を行う に関する試験研究を通過と結果を御報告いたします。

伴う安全性の確保、新技術開発成果の農業者等への還元、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取

公的研究機関の研究開発の推進等について質疑が行われま公的研究機関の研究開発の推進等について質疑が行われまなお、本法律案に対したところ、日本共産党ををもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金庫法改正案について申し上げます。次に、農水産業協同組合貯金保険法改正案及び農林中央

ました。

保護の充実を図ろうとするものであります。制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等ので、農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等ので、農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等ののた農水産業協同組合貯金保険法改正案は、最近における我

合理化等の措置を講ずるとともに、最近における金融環境府」を削除するほか、その業務の運営に対する規制の整理経営の自立化及び活性化を図るため、出資資格者から「政農林中央金庫法改正案は、農林中央金庫について、その

ります。
務、預金業務その他の業務の整備を図ろうとするものであ
の貸し付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業
の変化に対応してその機能を発揮し得るよう、所属団体へ

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

審査を行いました。

機構の財務の健全性等でありますが、その詳細は会議録にしてきた役割、農林中央金庫の基本的性格と民間法人化をしてきた役割、農林中央金庫の基本的性格と民間法人化をあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合へのあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合へのあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合への対応策、経営が困難となつた組合を救済するための合併の対応策、経営が困難となつた組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となつた組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となった組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となった組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となった組合を投資する。

る旨の発言がありました。代表して下田委員より、農林中央金庫法改正案に反対であ質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

よつて御承知を願います。

保険法改正案は全会一致をもつて、農林中央金庫法改正案討論終局の後、順次採決の結果、農水産業協同組合貯金

定いたしました。 は多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決

なお、両法律案に対し、三項目及び四項目にわたる附帯

決議をそれぞれ行いました。

以上、御報告いたします。

本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日

#### 要旨

(閣法第二八号)

ものであつて、その主な内容は次のとおりである。営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めようとする営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保して、農業経道のであって、その主な内容は次のとおりである。

事業年度において、毎事業年度、通常の国庫納付金の1 日本中央競馬会は、昭和六十一事業年度及び六十二一、日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

う。)の額に相当する金額は、特別積立金の額から減額2 1による国庫納付金(以下「特別国庫納付金」といる金額を当該事業年度の四月一日から六月三十日までほか、特別積立金のうち三百億円の二分の一に相当す

二、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等

して整理するものとすること。

こと。 業経営基盤強化措置特別会計の歳入とするものとする1 特別国庫納付金は、その納付された年度における農

一日」から「公布の日」に改める修正を行つた。 なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十一年四月

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による都本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による貸付金等の財源に充てるため、日本中央競道府県に対する貸付金等の財源に充てるため、日本中央競道の場合は、農業改良資金助成法第三条の規定による都

ではいるでは、中央競馬会国庫納 (によって御承知を願います。) (は、貸付条件の改善等でありますが、その詳細は会議録成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見によって御承知を願います。

すべきものと決定いたしました。 採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言もなく、

以上、御報告いたします。

第五〇号)主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案(閣法

#### 要旨

本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化にをするものであり、その主な内容は次のとおりである。ともに、主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くとともに、主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くとともに、主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くととするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主要農作物種子法の改正
- 受けることができることとする。 物の種子を生産する者の圃場は、一般に、この指定を産を行うものとされているが、委託を受けて主要農作物の種子は、都道府県が指定した圃場で生1 指定種子生産圃場の指定対象の拡大
- 都道府県は、現行どおり、必要な主要農作物の原種2 原種及び原原種の生産に関する規定の整備

よる原種及び原原種の生産の途を開くこととする。とともに、都道府県以外の者で適格性を有するものに及び原原種の生産を行わなければならないこととする

# 二、種苗法の改正

1

指定種苗の指定対象の拡大

態様の種苗も必要により含めることができることとする。苗に関する技術開発により流通することとなる新たな苗に関する技術開発により流通することともに、種指定種苗の指定対象を拡大することとし、主要農作

2 指定種苗の表示内容の充実

勧告及び命令を行うことができることとする。を定めて公表し、これを遵守しない種苗業者に対し、定種苗について、その品種の特徴に関する表示の基準を識別するための表示が必要であると認められる指

他所要の規定の整備を行うこととする。
3 都道府県知事に対する権限の委任に関する規定その

# 委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告いたします。

行うものであります。 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に

可決すべきものと決定いたしました。り、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の討論があ質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

なお、本法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議を行

いました。

以上、御報告申し上げます。

第七六号) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法

#### 要旨

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対する資金を者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主金者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主金者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主金者等の保護の充実を図ろうとするものであって、その主法のでは、金融のである。

漁協の連合会等に対し、機構が資金援助を行うことがで等の払戻しを停止するおそれがあるか若しくは停止した場協、漁協等の救済のためにこれと合併する農協、漁協に対し、又は組合系統組織における相互援助取り決めによりを停止するおそれがあるか若しくは停止したの、農水産業協同組合貯金保険機構の業務を拡充し、貯金

きることとする。

ととする。ととする。ととする。ととする資格性の認定又はあつせんを受けなければならないこらが受けるための手続について、都道府県知事によらが受けるための手続については、資金援助を受けように、機構が行う資金援助を農協、漁協又はこれらの連合会に、機構が行う資金援助を農協、漁協又はこれらの連合会

に仮払金の支払いを行うことができることとする。において、貯金者等の保護のため必要な場合には、早期三、保険金の支払方法を改善し、保険事故が発生した場合

## 委員長報告

一二七ページ参照

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

#### 要旨

その業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ず及び活性化を図るため、出資資格者から政府を削除するほか、本法律案は、農林中央金庫について、その経営の自立化

のとおりである。 務の整備を図ろうとするものであつて、その主な内容は次 機能を発揮し得るよう、所属団体への貸し付けの条件等に関 機能を発揮し得るよう、所属団体への貸し付けの条件等に関

一、農林中央金庫の民間法人化を図るために必要な規定ののでは、これである。

#### 整備

- から「政府」を削除することとする。
  資本金としていること等の状況を踏まえ、出資資格者1 農林中央金庫が昭和三十四年以降は民間資金のみを
- とする。
  等の規定の適用対象から農林中央金庫を除外すること2.総務庁設置法における特殊法人に関する審査、調査
- こととする。 性化を図る等の観点から、現行の四年を三年に改めるととするとともに、理事の任期については、経営の活3 副理事長及び理事は出資者総会において選任するこ
- 認可を廃止することとする。 関に対する貸し付け及び剰余金の処分に係る主務大臣4 農林中央金庫の自主的運営を助長するため、金融機

# 二、金融環境の変化に対応した業務の整備拡充

- を行い得る者まで拡大することとする。
  1 債務保証業務の対象範囲を農林中央金庫が貸し付け
- 2 金銭債権の取得又は譲渡の業務を行い得ることとす

る。

- 等を追加することとする。
  務代理に係る貸付先、継続的な為替取引先、非居住者
  3 預金の受け入れを行い得る対象者として、新たに、業
- 4 公益事業法人の業務の一部の代理を行い得ることと

する。

- ることとする。 とするとともに、証券業者に対する貸し付けを行い得とするとともに、証券業者に対する貸し付けを行い得として行う貸し付けの貸付期間の制限を廃止すること 農林債券の販売力を維持するため、農林債券を担保
- 預金、金銭信託及び金銭債権を追加することとする。6 余裕金の運用対象として、銀行以外の金融機関への

三、その他

所要の規定の整備を行うこととする。貸し付けの期間及び方法に係る制限規定を削除する等

# 委員長報告

一二七ページ参照

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(参

第八号)

#### 要旨

四百万円に引き上げようとするものである。に関する法律の罪につき定めた罰金の多額を二十万円から国漁船の違法操業の実態等にかんがみ、外国人漁業の規制本法律案は、経済事情の変動及び我が国領海における外

## 趣旨説明

内容を御説明申し上げます。 律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びただいま議題となりました外国人漁業の規制に関する法

業の振興が重要な課題となつております。 国民の食生活の安定を確保する上で、沿岸漁業及び沖合漁漁業をめぐる情勢には極めて厳しいものがあること等から、 近年、二百海里体制の定着に伴いまして、我が国の遠洋

ところであります。
特のため、関係者からその発生防止を強く要請されている法律の違反が多発しており、我が国漁業の正常な秩序の維法律の違反が多発しており、我が国漁業の正常な秩序の維持のため、近年、我が国の近海には、外国漁船の進出が

れてきております。
が、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かが、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かは二十万円以下の罰金等に処することといたしております。
外国人が、我が国の領海内において漁業又は水産動植物

るとはいい難い状況にあります。しも適合したものとなつておらず、抑止力として十分であ動しており、同法の罰金の額は、現在の経済事情等に必ず動しながら、この間、物価上昇等経済事情は著しく変しかしながら、この間、物価上昇等経済事情は著しく変

勢にも対応したものとなつておりません。金の額も高額化しており、同法の罰金の額は、国際漁業情また、近隣諸国における外国漁船の違反操業に関する罰

十万円から四百万円に改定しようとするものであります。漁業の規制に関する法律に規定する罰金の多額を現行の二この法律案の内容は、このような情勢を勘案し、外国人

お願い申し上げます。なにとぞ、御審議の上、速やかに御賛同下さいますよう

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆第六号)

#### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

日から昭和六十四年三月三十一日までの間、合併経営計一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の

県知事の認定を求めることができるものとする。画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府

るものとする。
ついて法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ず一、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に

# 委員長報告

一二四ページ参照

#### 要旨

である。
本法律案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理本法律案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理

# 委員長報告

一二四ページ参照